
締約国に関する情報
GW

ギニアビサウ

附属書 B 1
GW

一般情報

国内官庁の名称

African Intellectual Property Organization (OAPI)
(アフリカ知的所有権機関)(OAPI)(附属書B2参照)

ギニアビサウの国民及び居住者のための
管轄受理官庁

出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(OAPI)又は
WIPO国際事務局(附属書C参照)

ギニアビサウが指定(又は選択)されて
いる場合の管轄指定(又は選択)官庁

アフリカ知的所有権機関(OAPI)(II巻参照)

ギニアビサウを選択できるか?

できる(PCT第II章に拘束)

PCTに基づき取得可能な保護の種類

OAPI特許, OAPI追加証, OAPI実用新案
